

令和7年度からの青梅市社会福祉施策推進体制について

※所掌事項および名称等は、令和6年11月1日現在、全て検討段階です。

青梅市社会福祉審議会（年4回）

従前会議体 青梅市地域共生社会推進会議

所掌事項

市長の諮問に応じ、社会福祉に関する基本的事項について調査審議し、答申する。

地域共生社会推進分科会

従前会議体 青梅市地域共生社会推進会議
青梅市成年後見制度利用促進審議会

高齢介護分科会

従前会議体 青梅市介護保険運営委員会

障がい者分科会

従前会議体 青梅市障害者地域自立支援協議会

こども家庭分科会（年5回）

従前会議体 青梅市子ども・子育て会議

所掌事項

- 1 こども・子育て施策に関する計画の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。
- 2 こども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項および当該施策の実施状況の把握ならびに調査審議に関すること。
- 3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関すること。
- 4 その他こども・子育て施策の推進に関し部会長が必要と認める事項

分科会員等

- ・正副会長は、社会福祉審議会委員となります。
- ・公募委員は、社会福祉審議会で募集します。
- ・分科会構成員 14人以内
 - 学識経験者 1人
 - 子どもの保護者 2人以内
 - 事業主を代表する者 1人
 - 労働者を代表する者 1人
 - 子育て支援に関する事業に関係する者 7人以内
 - 青梅市教育委員会の代表 1人
 - 要保護児童対策地域協議会の代表 1人